

# 訪問看護ステーションつかがわ 運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、医療法人博光会が開設する訪問看護ステーションつかがわが行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という）の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする

## (運営の方針)

### 第2条

1. 訪問看護ステーションつかがわの看護師は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (名称等)

### 第3条

1 事業を行う訪問看護ステーションつかがわの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション つかがわ
- (2) 位置 大分市東春日町5番25号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

1 訪問看護ステーションつかがわ(以下「ステーション」という。)に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤、看護職員と兼務)
- (2) 看護師 4人 (常勤2人、非常勤2人)

(3) 理学療法士 1人 (非常勤1人)

- 2 管理者は、ステーションの職員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 3 看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たるとともに、必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月13日から8月15日、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。(土曜日は午前8時30分から午後12時30分まで)ただし、緊急時24時間対応体制を可能とする

(訪問看護の内容)

#### 第6条

指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(費用徴収等)

#### 第7条

1 厚生労働大臣が定める基準による額(法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額)の利用料金のほか、次条の通常

の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施区域を超えた地点から、片道おおむね 10 キロメートル未満 無料
  - (2) 通常の事業の実施区域を超えた地点から、片道おおむね 10 キロメートル以上の場合 300 円
- 2 死後処置料は、1 件につき 10000 円と材料費(実費)とする。
  - 3 前 2 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、大分市全域とする。

(緊急時などにおける対応方法)

第 9 条

- 1 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 10 条

管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条

- 1 事務所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする
  - 3 その他虐待防止のために、必要な措置の具体例
    - ・虐待防止に関する責任者の選定および措置
    - ・成年後見制度の利用支援

（事故発生時の対応）

#### 第12条

ステーションは、利用者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

（損害賠償）

#### 第13条

ステーションは、利用者に対するサービスの提供に当たって、ステーションの責めに帰すべき事由により事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命、身体若しくは財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償する。ただし、ステーションに故意過失がなかった場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

#### 第14条

- 1 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

## 第 15 条

1 ステーションは、看護師の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他)

## 第 16 条

この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、医療法人 博光会 塚川第一病院が定めるものとする。

この規程は、令和 6 月 4 月 1 日から施行する。